

土地改良事業における公共工事の品質確保に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年七月十四日

前田 武志

参議院議長 江田 五月殿

土地改良事業における公共工事の品質確保に関する再質問主意書

「土地改良事業における公共工事の品質確保に関する質問主意書」に対する答弁書（内閣参質一七一第二〇一号）を受領したが、内容に不明確な点があるので、再度以下の質問をする。

一 「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」（平成十七年八月二十六日閣議決定。以下、「方針」という。）第2の8の(2)を受けて農林水産省が発注した公共事業について、民間企業以外の者が発注関係事務を担っていた場合、その者の名称を年度別及び各地方農政局別に明らかにされたい。また、方針では「民間企業等についても、技術的能力及び公正性を確保することによって選定の対象となることができるよう必要な環境整備に努める」とされているが、現在の状況が方針の通りとなっているかについて、政府の見解をあわせて明らかにされたい。

二 農業農村整備事業に係る公共工事の品質確保に関する協議会が認定した農業農村整備事業発注者支援機関について、各地方農政局別にすべて明らかにされたい。また、認定された機関の数が十分であるかについて、政府の見解をあわせて明らかにされたい。

三 過去五年間の農林水産省の土地改良事業における総合評価落札方式に関して、技術提案の審査及び支援

の件数を、年度別及び各地方農政局別に明らかにされたい。また、技術提案の審査及び支援を行った者が農業農村整備事業の品質確保技術者である場合、その件数、一件あたりの担当技術者人数及び一件あたりの平均支出額を、年度別及び各地方農政局別に明らかにされたい。また、技術提案の審査及び支援を行う者の選定が適切になされているかどうかについて、政府の見解をあわせて明らかにされたい。

四 過去五年間の農業農村整備事業品質確保技術者研修の開催件数と平均参加人数を、年度別及び各地方農政局別に明らかにされたい。また、研修の講師が農業農村整備事業の品質確保技術者である場合、担当した研修の回数と講師料総額及び一人あたりの平均講師料を、年度別及び各地方農政局別に明らかにされたい。また、技術者研修の講師の選定が適切になされているかどうかについて、政府の見解をあわせて明らかにされたい。

右質問する。